

令和 2 年 5 月 8 日  
経 済 部

### 市内中小企業への緊急支援策について

市では、新潟県における「新型コロナウイルス感染拡大防止のための施設の使用停止等の協力要請」に応じる事業者等への協力金を設けています。

#### 1. 「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金事業」(産業政策課)

- 対象: 県の要請(令和 2 年 4 月 21 日)に応じて、少なくとも 4 月 24 日から 5 月 6 日までの全ての期間において営業時間の短縮等に協力した飲食店
- 支給額: 1 事業者 10 万円  
(市内に 2 つ以上の飲食店を有し、その全ての飲食店が営業時間の短縮等に協力した事業者 20 万円)
- 申請受付期間: 5 月 3 日(日)~6 月 30 日(火)消印有効

#### 2. 「テナント等家賃減額協力金事業」(産業政策課)

- 対象: 県の要請(令和 2 年 4 月 21 日)に応じて市内対象施設の休止や営業時間の短縮に協力する中小企業及び個人事業主に対して、テナント等家賃を減額する不動産オーナー
- 支給額: 1 事業者 20 万円上限(家賃の減免額の 2/3 以内)
- 申請受付期間: 5 月上旬~6 月 30 日(火)消印有効

#### 3. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力金事業」(産業政策課)

- 対象: 県の要請(令和 2 年 5 月 5 日)に応じて、少なくとも 5 月 7 日から 5 月 20 日までの全ての期間において対象施設(遊興施設等、運動・遊技施設)の休業に協力する事業者
- 支給額: 1 事業者 10 万円
- 申請受付期間: 5 月下旬~6 月 30 日(火)消印有効

上記 1.~3.の市協力金に関する専用相談

**新潟市協力金相談センター** 電話 **025-211-8650**

受付時間: 午前 9 時~午後 6 時まで(土日祝日を含む)

申請先(郵送受付のみ)

〒951-8061 新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地 NEXT21 内

「新潟市協力金相談センター」受付係 宛

#### 4. 「雇用調整助成金利用促進事業」

	A タイプ	B タイプ
対 象	国の雇用調整助成金の支給決定を受け、その助成率が 9/10 である中小企業(解雇を行わない中小企業)	国の雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した中小企業
支 給 額	国の助成額(助成率 9/10 部分)の 1/9 1 事業所 上限 200 万円	社会保険労務士へ支払う手数料 1 事業所 上限 10 万円
申請受付期間	5 月 7 日(木)~ 国決定後 3 か月以内	
問 合 せ 先	市役所コールセンター 電話 <b>025-243-4894</b>	

#### 5. その他

次の制度については、以下の専用電話へお問い合わせください。

- (新潟県)新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 電話 **025-280-5222**
- (経済産業省)持続化給付金 電話 **0120-115-570**
- (新潟労働局助成金センター)雇用調整助成金 電話 **025-278-7181**

担当: 産業政策課(内線 31610)・雇用政策課(内線 32149)